

医療費を **全額** (10割) 負担された方へご案内

医療証分の償還払いご申請の前にご加入の「健康保険組合」へ請求が必要です

※稲城市国保にご加入の方は保険年金課(1階④番窓口)でお手続きが必要です。

お手続きの流れ

健康
保険組合



ご本人様



稲城市



① 健康
保険分を請求

② 支
払決定
通知書

③ 医
療証
分を請求

稲城市から医療費の償還払いを受けるためには、先に保険組合へ保険診療分のお手続きが必要です。

① 健康保険分を請求

健康保険組合でのお手続き

ご加入の健康保険組合に健康保険分の申請をしてください。手続き方法はご加入の保険組合にお問合せください。
(領収書の原本を提出する場合は、あらかじめコピーを取ってください。)

② 支払決定通知書

健康保険組合でのお手続き

保険適用となった場合、健康保険組合から「支払決定通知書」が発行されます。

③ 医療証分を請求

市役所でのお手続き

健康保険組合から「支払決定通知書」が届きましたら、市に申請してください。

※診察した同月内に領収書の発行元へ保険証を提示することでご利用の医療機関から保険診療分の払い戻しを受けることができます場合があります。詳細については直接医療機関までお問い合わせください。

申請に必要なもの

10割負担分の領収書

※健康保険組合に領収書原本をご提出した場合はコピー可

健康保険組合からの支払決定通知書 (原本)

医療証

申請書と上記の書類を合わせてご申請ください

お問い合わせ・申請先

郵送または出張所でもお手続きが可能です。

〒206-8790 稲城市東長沼2111番地 子育て支援課手当助成係

電話：042-378-2111(内線232・236)